

## Ⅱ. 作家の推薦をおこなう団体のみなさんへ ～事業参加者推薦に関するガイドライン～

当プロジェクトは、文化庁、映像産業振興機構が行う人材育成の一環であり、また審査を公正に行う必要があるなどの観点から、以下のガイドラインに沿って作家を推薦することができる団体を審査しています。ガイドライン及び審査結果は、映像産業振興機構において、当プロジェクト参加者と利害関係のない検討委員に確認を受けることとしています。

作家の推薦を希望する場合には、当プロジェクト問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 映画祭、映画振興団体等、第三者支援型団体に関するガイドライン

当該団体のこれまでの活動が、映画・映像製作振興において、十分な社会的実績があること。具体的には、以下のいずれかに該当するものとします。

- 活動を扱う記事が商業媒体に掲載された経験があること。（自己負担によるもの、関連媒体によるものを除く）
- 過去の活動において、文化庁をはじめとする公的団体の後援、支援等を得た実績があること。
- 広く公募、告知を行う活動の場合には、十分な応募者があったこと。
- イベントを実施するもの場合は、継続して3回以上の実施実績があること。

### 2. 映像関連企業に関するガイドライン

当該企業の活動が、社会性を持ち、第三者からの認知を有すること。被推薦者の活動が、当該企業の活動と密接な関係を持っていること（雇用関係、作品出資、作品製作主体等）。

推薦の際には、当該企業から統括団体（日本映画製作者連盟、日本映画製作者協会等）に連絡をし、統括団体から推薦することとします。

### 3. 共通事項

被推薦者の製作実地研修時の育成管理は、制作団体を通じ実施します。制作団体には、作品プロデュースに関し適切な業務分担・指導を実施し、被推薦者との連絡・協議、映像産業振興機構との必要業務に対応する人的・金銭的余裕を有する団体を充てるものとします。

当該推薦団体が制作団体を兼ねることを希望する場合には、作家の推薦の際に申し出てください。

#### 4. 応募書類の提出

応募書類は、推薦団体よりご提出いただくこととしておりますので、みなさまにおかれましては、プロジェクト参加希望者から必要書類をとりまとめていただき、下記の期限までに事務局にご提出ください。また、円滑に手続きを進めるために、作家の推薦を行う場合は、書類提出に先行して、その旨を下記の期限までにご連絡ください。

(1) 推薦する作家の有無の連絡：平成20年6月30日（月）17：00まで

(2) 応募書類の提出：平成20年7月 4日（金）12：00まで【必着】